

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援 給付金(こども加算)のご案内

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(こども加算) **(対象児童1人あたり5万円)**は、令和5年度住民税均等割非課税世帯及び均等割のみ課税世帯のうち、子育て世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要な場合があります。**

給付金の支給額

対象児童**1人**あたり**5万円** (同一児童について1回限り)

支給対象・申請方法・提出期限・支給時期

支給対象

「令和5年度住民税均等割非課税世帯」^{【※1】}
または
「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯」^{【※2】}
に該当し、
「対象児童」^{【※3】}
がいる世帯の世帯主

以下に該当する世帯は除きます。

- ・世帯全員が住民税が課税されている方の扶養を受けている世帯
- ・租税条約に基づく住民税の免除を届け出ている方がいる世帯
- ・世帯主が18歳以下の児童本人となる単身世帯

以下に該当する児童は除きます。

- ・児童養護施設などに入所している児童
- ・既に他自治体でこども加算給付の算定対象となっている児童

申請方法

お知らせ^{【※4】}
が届いた世帯

令和6年3月15日
以降順次発送

市からお手紙が
届かなかった世帯

記載された対象児童の内容や口座に**変更がなく**、当該口座への**振込を希望**する場合

給付金受取を**拒否**する場合や、記載された口座や対象児童の内容を**変更**する場合

令和5年度住民税の申告が済んでいない方がいる場合は、令和5年1月1日に住民票がある市町村において、令和5年度住民税の申告をしてください。

申請書^{【※5】}
を**窓口**または**郵送**で提出

提出期限

提出不要

お知らせに記載の期日までに、市へ連絡してください。

令和6年
4月30日(火)
必着

支給時期

お知らせに記載の振り込み予定日

令和6年
4月上旬
以降順次
【※6】

【※1】 以下の**全て**に該当する世帯です。
・基準日(令和5年12月1日)現在、八街市に住民登録がある世帯
・世帯全員が令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯

【※2】 以下の**全て**に該当する世帯です。
・基準日現在、八街市に住民登録がある世帯
・令和5年度の住民税均等割のみが課税されている方が一人以上いる世帯
・令和5年度の住民税所得割が課税されていない方のみの世帯

【※3】 基準日現在、世帯主と同一世帯である、または世帯主と別世帯だが生計が同一である、18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に出生した児童)

【※4】 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加分)または(均等割のみ)を口座振込により受給済であり、基準日現在、同一世帯に対象と思われる児童がいる世帯に送付します。

【※5】 各種申請書は、市ホームページからダウンロード、または市役所社会福祉課にて配布しています。

【※6】 書類に不備がない場合、市が受理した日から約3~4週間後に支給します。

差押禁止等について

- ・給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または差し押さえることができません。
- ・給付金として支給を受けた金銭(5万円×対象児童数)は、差し押さえることができません。
- ・給付金は課税対象所得に該当となりません。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

八街市コールセンター「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」窓口



0120-547-293

受付時間 9:00~17:00 (土日祝を除く)